

一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒131-0034 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号

リバーサイド隅田 1 階



1 範囲

- 1.1. 書面による別段の合意がある場合を除き、本一般引渡条件（以下「本条件」という。）は、株式会社アントンパール・ジャパン（以下「当社」という。）が行う全ての販売及び引渡に独占的に適用される。買主が適用法に定義する消費者である場合、当社の消費者向け引渡条件が適用される。
- 1.2. 本条件からの逸脱は、当社が書面で明示的に同意している場合に限り、有効かつ拘束力を有するものとする。買主の一般購入条件又は同様の片務的な買主の条件は、当社が承諾した注文に言及又は包含されている場合であっても、契約の一部とはならない。

2 契約の成立

- 2.1. 当社の見積書は、法的な意味合いを含まない見積りとする。カタログ、ウェブサイト、折り込み広告、販売促進用の印刷物等の記述や写真から何らの権利も派生するものではない。口頭での見積りは、当社が書面で確認した場合に限り拘束力を有する。
- 2.2. 買主が当社の商品（以下「本件商品」という。）、ソフトウェア（以下「本件ソフトウェア」という。）又は役務（以下「本件役務」という。）の発注を希望する場合、当社に注文書を提出する。当該注文書は、買主による当社との契約の申込として取り扱われるが、第 2 条第 3 項に従って承諾されるまで当社を拘束するものではない。
- 2.3. 当社は、自らの裁量により買主の注文を承諾する場合、買主に注文確認書を発行するものとする。当該注文確認書が発行された時点で又は（当社の履行をもって）終局的に契約が成立するものとする。口頭又は書面での承諾は、注文確認書で明示的に確認された場合にのみ拘束力を有するものとする。当社が受領日から 7 日以内に注文に応じない場合、当該注文は拒絶されたものとみなされる。
- 2.4. 買主による契約の修正又は追加は、新たな申込とみなされ、個別契約の成立のために当社の書面による同意を要するものとする。注文書、注文確認書及びこれらの修正その他の書面による確認事項は電子的に提出された場合も有効とする。

3 価格

- 3.1. 当社が別途定める場合を除き、価格は標準的な包装を含む本件商品及び／又は本件役務のみを対象とし、当社での出荷工場渡し条件（EXW）（インコタームズ 2020）により算定され、運賃、保険、付加価値税又は適用されるその他一切の販売税、

関税、輸入税若しくは引渡、荷役及びその後の取扱に関して課されるその他の税金は含まれない。

- 3.2. 合意された引渡条件（インコタームズ 2020）に従って適用がある場合、かかる経費、費用及び手数料は別途買主に請求される。包装材は、明示的な合意がある場合に限り、また如何なる場合も買主の危険負担と費用で回収される。
- 3.3. 価格は最初に見積りを行った時点を基準とするものとする。引渡時期までに費用が増加した場合、又は注文が見積りに準拠していない場合、当社は価格をそれに応じて調整する権利を留保する。

4 支払

- 4.1. 別段の合意がある場合を除き、買主は、引渡日から 30 日以内に当社に支払うものとする。支払は、当社の何れかの銀行口座に日本円で振り込む方法により、当社が手数料を負担することなく行われる。
- 4.2. 買主が支払期日までに当社に対する支払いを行わなかった場合、当社は、その他の権利を損なうことなく、次に掲げる事項の何れか又は全てを実施することができるものとする。
 - a) 未払金に対して支払期日から実際の支払日まで日割りで計算される年率 12%の利息の請求
 - b) 支払が完了するまで、買主に対して履行遅滞の責任を負うことなく、対応する注文及び他の注文に基づく当社の義務の履行停止
 - c) 法的措置に着手する前に支払の遅滞から生じる全ての経費及び費用についての買主に対する補償請求
- 4.3. 本件商品の出荷前又は本件役務の履行前のいずれの時点において、該当する顧客の信用力が当社の要件を満たさない場合、当社は次に掲げる事項の何れか又は全てを実施する権利を留保する。
 - a) 支払条件を変更する
 - b) 出荷を遅らせる
 - c) 全額又は一部の前払いを義務付ける
 - d) 当該注文の全部又は一部を取り消す
- 4.4. 本件商品の所有権は、引渡日をもって買主に移転する。但し、買主が当社に支払うべき全ての金額が移転時において支払われているものとする。未払いがある場合、全ての支払が完了するまで所有権は当社が留保する。当社が所有権を留保している本件商品を再販する場合、買主は、当該本件商品が加工、改変又は他の商品と結合されている場合であっても、当社の権利を確保するために、再販にかかる買主の請求権を当社に譲渡する。

一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒131-0034 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号

リバーサイド隅田 1 階



- 4.5. 買主は、支払又はその他の債務を留保し又は当社に対する債権と相殺することはできない。

5 引 渡

- 5.1. 別段の合意がある場合を除き、本件商品は当社での出荷工場渡し条件（EXW）（インコタームズ 2020）で提供され、本件商品の損失の危険負担は引渡をもって買主に移転する。
- 5.2. 本件商品の供給にかかる引渡日又は履行日は概算に過ぎない。当社が別途明示している場合を除き、本件商品の引渡に関して期限はあまり重要ではなく、当社は引渡日の不遵守にかかる一切の損失、損害、違約金又は費用について何ら責任を負わない。
- 5.3. 実際の引渡時期又は本件役務の履行時期は、予備的条件が満たされているか否かに依拠し、遅くとも以下の日をもって開始するものとする。
- a) 当社が注文確認を行った日
 - b) 買主が責任を負う全ての技術的、商業的その他の条件が満たされた日
 - c) 該当の本件商品の引渡前に支払われるべき前金又は保証金を当社が受領した日
- 5.4. 買主は、工場及び設備の建設に関して当局又は第三者から求められるあらゆる許認可を取得するものとする。当該許認可の許諾が理由を問わず遅滞した場合、それに応じて引渡期間を延長する。
- 5.5. 当社は、分納又は前渡しによる引渡を実施し、買主にこれを請求することができる。出荷要求があり次第の引渡についての合意がある場合、商品は注文後遅くとも 1 年で取り消されたものとみなされる。
- 5.6. 当社は、火災、洪水、地震、暴風雨若しくはその他の自然災害、戦争、戦争の可能性若しくは戦争準備、武装闘争、制裁措置、禁輸措置、外交関係の解消若しくは同様の行為、テロ行為、内戦、内乱若しくは暴動、原子力汚染、化学的汚染、生物学的汚染、衝撃音波、労働争議、自発的若しくは強制的な法律の遵守、事故による損害、海上における損失、天候不良、原材料の不足、主要な供給業者の喪失、公益サービスの妨害若しくは停止（電力、ガス若しくは水を含むがこれらに限定されない。）、輸送若しくは通関手続の遅延又は輸送中の損害（当社又は当社の下請業者への影響の有無を問わない。）を含めた（但し、これらに限定されない。）予測不能の状況又は当事者の支配を超える状況が発生したことにより合意された引渡時期の遵守が阻害された場合でも、契約違反及び当社の義務の履行懈怠若しくは遅滞とはならないものとし、引渡時期はそれに応じて延長されるものとする。

6 保 証

- 6.1. 当社は、引渡から 36 か月の間、以下に定義する引渡された本件機器が a) 当社が提供する仕様に準拠していること、及び b) 当該本件機器に当社が指定した本件機器の使用を妨げる材料上又は製造上の隠れた瑕疵又は明白な瑕疵がないことを保証する。但し、本件機器のマニュアルに準拠した必須の保守作業がある場合は、これが当社又は当社が書面で承認した代理人により第 10 条第 2 項の規定に従って実施されているものとする。機器（以下「本件機器」という。）とは、当社から購入された新しい機器及びその付属品の全てをいう。カスタマイズ品は明示的に除外される。本項の規定に基づく必須の保守作業が行われていない場合、保証は直ちに無効となる。
- 6.2. 当社は、保証期間中に本件商品に瑕疵があることが判明した場合、買主又は当社の敷地における瑕疵ある本件商品の修理若しくは交換又は適切な値引きにより、当社の裁量及び費用で、かかる瑕疵を是正するものとする。修理又は交換された本件商品の保証期間は、当初の保証期間の残存期間とする。その他全ての費用及び／又は経費（輸送料、交通費及び宿泊費を含むがこれに限定されない。）は、買主が負担するものとする。買主の敷地内での保証業務については、買主は、必要となる支援、ホイスティングギア、足場材料及び消耗品並びに付帯品を無償で提供するものとする。交換された部品は当社に帰属する。
- 6.3. 書面による別段の合意がある場合を除き、当社による如何なる保証も買主に対してのみ行われるものとし、第三者に譲渡してはならない。
- 6.4. 本保証は、全ての法律上の保証規定に取って代わるものとする。本条件に明示的に定められているもの以外の品質、条件、記述、サンプルの遵守又は特定の目的への適合性に関するその他の全ての明示的又は黙示的な保証又は条件は（法律上の定めがあるか否かを問わない。）、法律で許容される限りにおいて除外される。
- 6.5. 当社が引渡したその他の一切の本件商品は、12 か月間、法律上の保証の対象とする。
- 6.6. 当社は、本件商品又は本件役務の瑕疵について、引渡日から 10 日以内に当該瑕疵が当社に通知されなかった場合、又は当該瑕疵が引渡日から 36 か月の長期の保証期間内に合理的な検査をもってしても明らかにならないことが予想される場合、当該瑕疵について責任を負わない。
- 6.7. 当社が買主の提供による設計データ、設計図、模型又はその他の仕様に基づいて本件商品を製造した場合、当社の保証義務は、買主の仕様の遵守に

一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒131-0034 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号

リバーサイド隅田 1 階



限定され、如何なる場合においても、買主から供給された材料には及ばない。

- 6.8. 書面による別段の定めがある場合を除き、当社は、中古の本件商品の販売又は当社若しくは当社が書面で承認した代理人が設置したものではない予備部品については一切保証を引き受けないものとする。

7 解 除

- 7.1. 別段の明示的な合意がある場合を除き、買主は、当社の重過失により本件商品の引渡が遅滞し、買主が設定した合理的な猶予期間が満了した場合にのみ、本件商品の売買契約を解除することができる。解除は書留郵便のみで行われるものとする。履行済みの全ての引渡、本件役務（次条に定義。）及び準備作業については、それに応じて買主に請求される。
- 7.2. 当社は、当社が有するその他一切の権利にかかわらず、a) 合理的な猶予期間が設定されたにもかかわらず買主の責に帰すべき事由により本件商品の引渡若しくは本件役務の履行が不可能となり若しくは遅滞した場合、b) 買主の支払能力に関する懸念が生じ、買主が引渡前に当社が要請した前払金の支払を行わず若しくは十分な債務保証証書を差し入れない場合、c) 買主が支払不能である又は支払不能となった場合、又は d) 第 5 条第 6 項に規定する事由により引渡が 6 か月以上遅滞した場合、買主に対して何らの責任も負うことなく本件商品の売買又は本件役務にかかる契約の全部又は一部を解約することができる。
- 7.3. その他の解除は除外される。

8 役務、保守及び修理

- 8.1. 本条件は、本条件に別段の定めがある場合を除き、役務、保守及び修理の履行に関する全ての注文に準用される。
- 8.2. 買主は、当社の裁量で、本件役務の履行のために、本件商品を自らの敷地内で利用可能とし又は買主の費用及び危険負担で当社に返送する。
- 8.3. 当社は、要請に基づき、買主の費用負担において、第 2 条第 1 項に従い、本件役務の費用見積りを行う。
- 8.4. 当社は、本件役務にかかる全ての権利義務を第三者に譲渡する権利を有する。
- 8.5. 現地における全ての本件役務は、当社の営業時間中に限り提供されるものとする。
- 8.6. 当社は、本件役務を買主に対して電話又はインターネット経由を含む遠隔で提供する場合があり、

買主に対して、買主のシステム上にリモートアクセス用ソフトウェアをインストールするよう要請することができる。リモート保守の利用に関しては、顧客の必要システムへのアクセスが可能になることが、必要条件となる。

- 8.7. エンジニアが到着した時点で本件役務の履行が不可能である場合又は本件商品が当社が定める修正基準に満たない場合、結果として発生した費用は、かかる履行不能について買主が履行日の 1 週間前までに当社に通知していた場合を除き、当社の現行レートに基づいて請求されるものとする。買主はまた、買主に起因する 30 分以上の待機時間（例えば、安全指示又は連絡担当者の不在に起因する登録時間の増加等）についても別途請求されるものとする。
- 8.8. 買主は、サービスエンジニアが何らの妨げなしに必要な本件役務を履行することできるように無償かつ安全に本件商品を利用できるようにする義務を負う。買主は、本件役務の履行期間中において、保守作業の実行を可能にするために必要とされる技能及び／又は資格を有する人員を提供するものとする。
- 8.9. 当社は、本件役務の注文の履行時に、本件商品が不適切な状態にあると判断した場合、買主による事前の同意を得ることなく、該当本件商品を復元させ、かつ／又は適切な状態に維持するために必要と認められる全ての本件役務を実施することができるものとする。実施された全ての追加の本件役務は、第 6 条に基づく当社の保証義務の範囲内にある場合を除き、現行の料金表に従った費用をもって買主に請求される。
- 8.10. 履行地は、本件役務が提供される場所とする。
- 8.11. 動員、戦争、暴動、ストライキ、ロックアウト、疫病の流行等の立証可能な事由又は当社が責任を負うことができない若しくは当社の支配を超えた事由であって「不可抗力」に関する法律上の原則により一般に認められているその他の事由によって当社が合意した期日に本件役務を実施できない場合、当該本件役務について新しい適切な日時が当事者間において合意されるものとする。
- 8.12. 当社が提供した本件役務に関係する保証請求に関しては、当該請求を行う期限は 3 か月とする。問題が、提供された本件役務とは関係ない場合、当該修理は保証の対象とならず、その時点で有効なレートに従い料金請求されるものとする。

9 本件ソフトウェア

- 9.1. 当社又は当社のライセンサーが提供した本件ソフトウェアは、買主の所有物とならないものとする。

一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒131-0034 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号

リバーサイド隅田 1 階



本件ソフトウェアの使用の一切は、当社のライセンス条件に従うものとする。

9.2. 買主は、法律により権利を有する場合を除き、当社の書面による同意なしに、本件ソフトウェアを複製若しくは改変し、又は第三者に対して開示することはできない。

9.3. ライセンスキーの送信をもって、如何なる場合においても契約解除は除外される。

10 責任制限

10.1. 製造物責任の範囲外において、当社は、損害が故意又は重過失に起因するものであることが証明された場合にのみ、法律上の規定の範囲内で責任を負うものとする。当社は、通常の過失による損害については責任を負わない。

10.2. 当社は、次に掲げるものを含めた（但し、これらに限定されない。）買主（又は第三者）による本件商品及び／又は本件役務の事後の使用又は誤用に起因して生じた一切の損害又は損失について責任を負わず、これにかかる全ての保証義務を放棄するものとする。

- a) 通常の磨耗
- b) 空中放電、過電圧及び化学物質の影響等の本件商品の仕様書に記載されているものを超えた異常な作業条件又は運転条件
- c) 買主（又は最終顧客）による過失若しくは故意、その代理人若しくは従業員による過失若しくは故意、又は本件商品の使用に関する当社の指示の不遵守
- d) 当社又は当社が書面で承認した代理人が行っていない組立、設置、修正、改変、役務又は修理作業
- e) 第三者ライセンス規則の遵守又は不遵守

10.3. 本条件から又は本条件に関連して生じた、契約、不法行為、法律、免責等に基づく一切の請求にかかる当社の責任は、総額で各注文の価額に限定される。かかる責任制限を超える請求は、明示的に除外される。

10.4. 当社は、如何なる場合においても、(i) 間接的、特別、結果的、付随的若しくは懲罰的な損失若しくは損害、(ii) データ若しくはその他の設備若しくは財産の損失、(iii) 経済的損失若しくは損害、(iv) 第三者が被ったあらゆる損失若しくは損害に対する責任（何れも付随的及び懲罰的な損害を含む。）、又は (v) 注文に関連して若しくは注文から生じた実際の若しくは予想された利益、利息、収益、予想される貯蓄若しくは取引の損失、若しくは営業権への損害について、買主に対して責任を負うものではない。

10.5. 本第 10 条前 4 項の規定及び本条件に定める責任の制限を前提として、注文から又は注文に関連して生じ得る一切の請求は、法律上可能な限りにおいて、当事者それぞれの責任保険契約の補償範囲に従って処理されるものとする。

11 時効

11.1. 本件商品の再販にかかる顧客に対する買主の保証義務から生じる、買主の当社に対する全ての請求にかかる救済権は除外される。救済の除外が強行法規により禁止されている場合、救済権は第 6 条第 1 項に定める保証期間に限定される。

11.2. その他全ての請求は、法律上の規定により更に短い時効が定められている場合を除き、引渡から 2 年以内に買主により管轄裁判所に提起されなければならない。

12 知的財産権

12.1. 当社の既存又は将来の知的所有権（著作権、データベースの権利、地形権、意匠権、商標権、特許権、ドメインネームその他類似の性質を有する知的所有権を含み、当社の製品について又はこれに関連して世界の何れかで存在するもので、登録の有無を問わない。）に関し、如何なる権利も買主に付与又は譲渡されるものではない。

12.2. 買主は、買主が提供する設計データ、設計図、模型又はその他の仕様にかかる工業所有権の侵害から又はこれに関連して生じた一切の請求、損害又は損失に対して当社を補償し、免責するものとする。

13 輸出管理規制

13.1. 買主は、当社が行う引渡が、適用される全ての輸出入管理規制に服するものであり、これを遵守する義務が買主にあることを認識し、同意する。

13.2. 買主は、適用される輸出管理規制に違反して当社の本件商品を再販、（再）輸出又はその他譲渡することができないものとし、本項の違反から生じる一切の請求について責任を負い、当該請求に対して当社を補償し、免責するものとする。

14 法令遵守

14.1. 買主は、健康、安全、セキュリティ及び環境、腐敗防止並びに贈収賄防止を含む（但し、これらに限定されない。）適用される全ての法律、法令、規則、規範その他の法的要件を遵守することに同意する。

一般引渡条件

株式会社アントンパール・ジャパン

〒131-0034 東京都墨田区堤通一丁目 19 番 9 号

リバーサイド隅田 1 階



- 14.2. 買主は、直接若しくは間接を問わず、ロシア連邦に対して若しくはロシア連邦における使用のために、理事会規則(EU)No 833/2014 第 12g 条に該当するいかなる商品も販売、輸出若しくは再輸出してはならず、又は、直接若しくは間接を問わず、ベラルーシに対して若しくはベラルーシにおける使用のために、本条件に基づき若しくは関連して供給され、理事会規則(EC)No 765/2006 第 8g 条に該当するいかなる商品も販売、輸出若しくは再輸出してはならず、買主は、本条の目的が、可能性のある再販売業者を含む、商業チェーンのさらに下流のいかなる第三者によっても阻害されないことを保証するよう最善を尽くすものとする。

15 準拠法及び裁判管轄

- 15.1. 契約は、抵触法の定めを除き、日本法に準拠する。国際物品販売契約に関する国連条約の適用は除外する。
- 15.2. 本契約から又は本契約に関連して生じる全ての紛争は、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

16 雑 則

- 16.1. 本条件の規定の何れかが無効若しくは実行不能である又は無効若しくは実行不能となった場合でも、本条件の残余の規定は影響を受けないものとする。当該無効又は実行不能の規定は、当該無効又は実行不能な規定の商業的な意図に最も近接した有効かつ実行可能な規定に置き換えられるものとする。
- 16.2. 買主は、当社との関係で入手した見積り、入札書類等を含む全ての情報を厳に秘密として保持し、要請があった場合又は買主が当社に発注しない場合は、直ちに当社に返還するものとする。
- 16.3. 買主は、当社の事前の書面による同意なしに、注文から又は注文に関連して生じる自らの権利義務を第三者に譲渡してはならない。